

令和５年度地域歯科保健事業従事者募集

令和５年度、歯科衛生士派遣依頼がある事業（予定）に関して、従事者を募集いたします。
ご希望の方は、下記の諸注意をご確認のうえ、別添応募用紙にてお申し込み下さい。
なお、新型コロナウイルス感染拡大状況等により事業の変更や中止の可能性もあります。

● 申込みに当たっての注意 ●

- ① 事業内容 : 裏面一覧表をご覧ください。
- ② 申込方法 : 別紙申込み用紙に必要事項を記入し、郵送またはＦＡＸ、メールにてお申込みください。メールの場合は本会ＨＰの会員ページの用紙をご活用ください。
- ③ 申込み先 : 香川県歯科衛生士会事務所
住 所 : 〒７６０－００２０ 高松市錦町２丁目８－３８
ＦＡＸ : ０８７－８８７－１６４１
Ｅ－ｍａｉｌ : info@kagawa-dh.com
- ④ 締 切 : 令和５年２月５日（日）必着
- ⑤ 選 考 : * 担当役員による適正な選考のうえ決定いたします。
* 依頼先の都合や希望者の重複など、様々な理由によりご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。
* 市町歯科保健事業に関しては、地域性等を考慮して選考いたします。
* 令和５年３月３１日までに会費を納めていただけない場合は、お断りすることもあります。
- ⑥ 備 考 : * 次年度の事業ですので、場所・日時・その他が確定していないもの、または変更等がありますので、予めご了承ください。
* 各事業により所要時間、手当の金額等は異なります。
* 令和４年度現在、各事業に従事している方も改めてお申し込みいただくようになります。
* 原則として歯科衛生士賠償責任保険に加入していただく事業があります。
* 香川県歯科医師会からの委託事業は、香川県歯科医師会会員の歯科医院に勤務の歯科衛生士もしくは、本会会員の在宅の歯科衛生士に限ります。
* 年度の途中で新事業や派遣依頼がある場合は、その都度お声掛け致します。
* 複数希望される場合は、申込書の「希望する事業番号」の欄に希望順にお書きください。
- ⑦ 連 絡 会 : * 従事が決定した方に、後日ご連絡致します。
- ⑧ お問合せ : ご不明な点は事務局までお問い合わせください。

ＴＥＬ：０８７－８８７－１６３９ ＦＡＸ：０８７－８８７－１６４１
Ｅ-mail：info@kagawa-dh.com

事務局の業務時間は【月・木曜日 ９：００～１２：００】です。諸事情により業務時間が変更になる場合もあります。留守の場合は、留守番電話にご用件を入れていただくかＦＡＸもしくはメールにてご用件を送付ください。

令和5年度(一社)香川県歯科衛生士会 地域歯科保健事業一覧(予定)

事業名			R4年度実績 回数/実施日	場所	内容	*
障害者(児)歯科保健支援事業			年15回 水・木曜日	県下の障害者施設、特別支援学校	障害者(児)への口腔ケア支援	1
丸亀市介護予防教室			年19回 平日	丸亀市各町	歯科保健指導等	2
市町歯科保健事業	丸亀市	幼児健診	年33回 平日	丸亀市内 飯山町保健センター他	歯科保健指導等	3
	まんのう町	幼児健診	年18回 平日	かりん保健センター他	歯科保健指導等	
	多度津町	乳幼児健診	年34回 平日	多度津町保健センター	歯科保健指導等	
	三木町	幼児健診	年23回 平日	三木町防災センター	歯科健診記録	
健康教室			年18回 平日	県内各地	健康教室 講師	4
学校歯科保健			年2回 平日	小学校等	検診補助・ブラッシング指導等	5
香川県歯科医師会との連携事業	離島診療 (小豆郡土庄町豊島)		年48回 毎週木曜	てしまオリーブ 歯科診療所	歯科衛生士業務全般	6
	地域歯科保険事業 (企業健診等)		年8回 平日	各企業	健診補助 歯科保健指導	7
	乳幼児むし歯ゼロ推進事業		年4回 平日	県内育児サークル	健診補助 保健指導	8